

盛岡市DX推進リーダー育成業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年5月22日

盛岡市長 内 舘 茂

1 業務の概要

(1) 名称

盛岡市DX推進リーダー育成業務委託

(2) 目的

本市の行政DXを推進するため、職員への研修によりDXに必要な知識やスキルを習得させ、業務の高度化・効率化を実現できるDX推進リーダー（以下、「リーダー」という。）を育成するとともに、リーダーへの伴走支援によりBPRを実践することを目的とする。

(3) 発注者

盛岡市

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

(5) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり。

(6) 提案上限額

1,681千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案者の資格要件

次の（1）及び（2）に掲げる要件をすべて満たす法人及びその他の団体とする。

(1) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている者

ウ 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納している者

※直近とは納付期限が到来しているものを指す。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者

オ 法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の

場合は団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。）のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある者

カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

(2) 国または地方自治体において、類似の業務を受託し円滑に実施した実績を有すること

(3) グループでの応募

複数の法人により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募する場合には、次のことに留意すること。

ア 全ての参加者が(1)の要件を満たしていること

イ いずれかの参加者が(2)の要件を満たしていること

イ クループを代表する法人を定めること

ウ 単独で応募した法人は、グループでの応募の構成員になることはできないこと

エ 応募した複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできないこと

3 提案書類

次に掲げる書類を提出すること。

なお、盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、(2)及び(3)の書類は提出不要である。

(1) 参加申込書（様式第1-1号）

※グループでの申請の場合、グループ申請構成書（様式第1-2号）を提出すること。

(2) 提案資格を有していることを証明する書類（写しでも可）

※現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合は不要。

ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）

イ 定款又は寄附行為等（全て複写。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類

ウ-1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ウ-2 直近の盛岡市に納付すべき市民税（法人・個人）、固定資産税及び都市計画税の納税証明書

ウ-3 直近の国税又は市税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第2号）

※直近とは納付期限が到来しているものを指す。

(3) 申請する団体の役員等名簿（様式第3号）

※盛岡市暴力団排除条例に基づき、盛岡東警察署へ照会する必要があるため、役員の実住所を記載すること。

(4) 企画提案書（様式任意）

別添仕様書に掲げる業務内容に関し記載すること。

(5) 事業予算書（様式第4号）

(6) 組織等に関する調書（様式第5号）

(7) 実績調書（様式第6号）

※官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載すること。

(8) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取り決めに記載した書類（グループでの申請の場合のみ。任意様式）

※グループで申請する場合(2)、(3)、(6)及び(7)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について提出すること。

※無効となる提案書類

次のアからカまでのいずれかに該当する提案書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 所要経費が提案上限額を超えるもの

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの

4 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和6年5月22日（水）から令和6年6月4日（火）午後5時まで ※必着
（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 提出場所

盛岡市庁舎本館6階（盛岡市内丸12番2号）

盛岡市総務部情報企画課

(3) 提出方法

「岩手県盛岡市 電子申請・届出サービス」の「盛岡市DX推進リーダー育成業務委託参加申込」から提出すること。

https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5557

※ID、パスワードによる認証を必要とするため利用者登録すること。

5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問用紙（様式A）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年5月22日（水）から令和6年5月28日（火）午後3時まで

(2) 提出方法

電子メールによる。（送信先：joho@city.morioka.iwate.jp）

件名は「盛岡市DX推進リーダー育成業務委託公募型プロポーザル提案質問」とすること。

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和6年5月29日（水）までに盛岡市公式ホームページで公表する。

なお、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答するほか、同趣旨の質問はまとめて回答する。

6 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

参加者が3者以下の場合、参加資格要件の審査のみ実施する。4者以上の場合、提案書類による書類審査を実施し、二次審査の対象者を決定する。

イ 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施する予定であるが、詳細については応募者に対し、通知するものとする。場所は盛岡市庁舎（盛岡市内丸12番2号）を予定しているが、遠方からの参加であるなど、提案者がウェブ会議システムによる参加を希望する場合はそれを認めるものとする。なお、参加者が1者である場合等において、書類審査に代えることがある。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

ア 企画提案内容

イ 業務遂行能力

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページ等へ掲載し公表する。

(4) 審査日程（予定）

ア 公募の周知 令和6年5月22日（金）（市ホームページ掲載）

イ 質問の受付期間 令和6年5月22日（金）～5月28日（火）午後3時まで

ウ 提案書類の受付期間	令和6年5月22日(金)～6月4日(火) 午後5時まで
エ 審査の実施	令和6年6月中旬以降 ※詳細は応募者に別途連絡する。
オ 審査結果の通知・公表	令和6年6月中旬以降 ※予定

7 委託契約の締結

(1) 契約締結の手続き

契約締結の方法は随意契約とし、審査により選定された第1順位者から見積書を徴収して契約書を締結する。

なお、契約内容となる仕様書については、第1順位者が提出した提案内容を基に作成するが、本業務の目的を達成するために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容の一部を変更した上で、仕様書を作成する場合がある。

(2) 契約保証金

第1順位者（(1)のイの第1順位者との協議が整わなかった場合にあっては、協議が整った補欠順位者）は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第125条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 提案に係る留意事項

- (1) 提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しない。提出された書類については、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合がある。
- (3) 公募資料等は盛岡市公式ホームページからダウンロードすること。
- (4) このプロポーザルに関する説明会は実施しない。
- (5) 必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- (6) 参加申込書提出後に参加申し込みを取り下げる場合、取下書（任意様式）を提出すること。

9 問い合わせ先

盛岡市 総務部 情報企画課 情報推進G（担当：栗山 裕介）

住所 〒020-8530 盛岡市内丸12-2

電話 019-626-7514（直通）

メール joho@city.morioka.iwate.jp